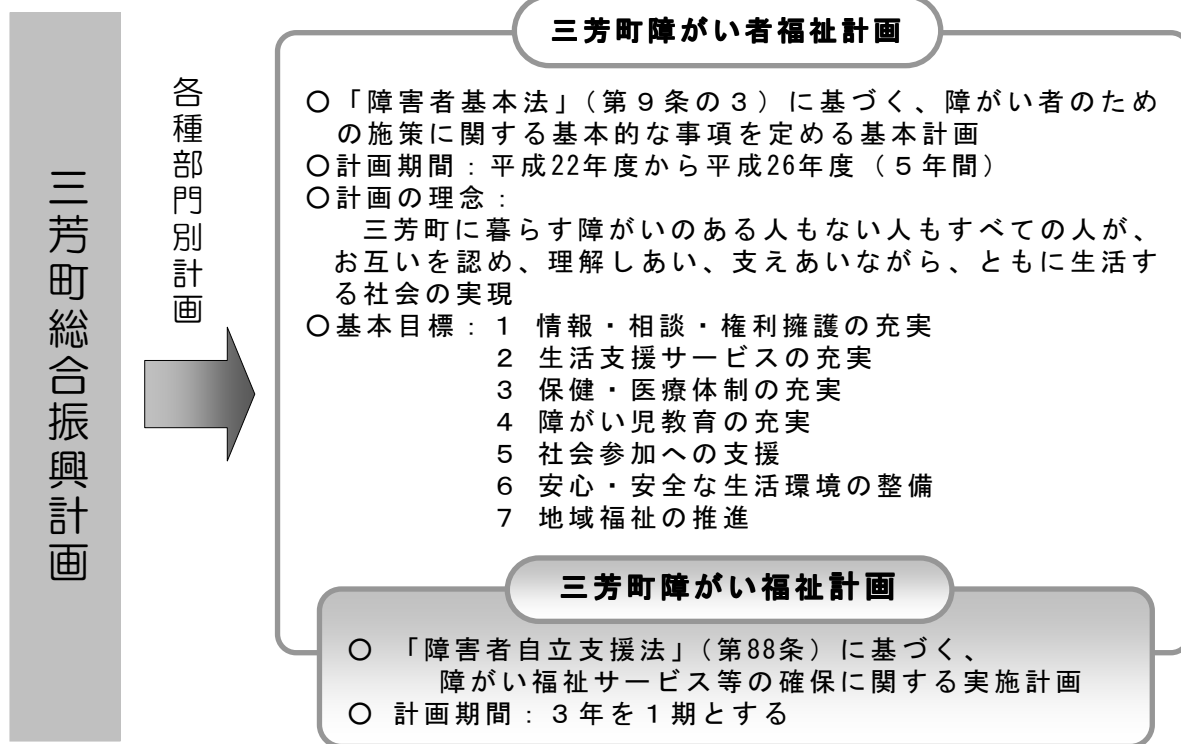


# 三芳町 第3期障がい福祉計画

## — 概要版 —

「障害者自立支援法」の施行を受け、障がい福祉施策を推進する上で必要なサービス量やその確保の方策等について定めることを目的とする「三芳町障がい福祉計画」の第3期計画（平成24年度～平成26年度）として本計画を策定いたしました。この計画は、「三芳町障がい者福祉計画」の実施計画と位置づけられます。今後は、この計画に沿って、各種障がい福祉政策のなお一層の充実を図り、障がいのある方々が希望を持ち安心して暮らすことができるよう、協働によるまちづくりを進めます。

### ■ 「障がい福祉計画」の位置づけ ■



### ■ 計画の期間 ■



# ● ● ● 計画の基本理念と視点 ● ● ●

## ■ 基本理念

「障害者自立支援法」の趣旨及び国の「基本指針」に示された基本理念、サービス基盤整備に関わる基本的な考え方を踏まえつつ、「三芳町障がい者福祉計画」において掲げてきた『ノーマライゼーション』という大きな理念に基づき、障がい福祉サービスを推進します。

## ■ 基本的な視点

### 基本的視点1 訪問系サービスの充実

障がいのある人に対して、共通の制度のもとで、一元的に訪問系サービスを提供できる体制を構築することが求められています。障がいの状態やニーズに応じて、一人ひとりが、自己決定と自己選択の尊重のもと、適切な居宅支援が受けられるよう、訪問系サービスの充実に努めます。

### 基本的視点2 日中系サービスの充実

地域で自立や就労のための訓練を受けたり、職場において定着への支援を受けたり、あるいは必要な介助を受けながら社会とのつながりを持ち、様々な活動のできる場を拡充することが求められています。障がいの状態やニーズに応じて、一人ひとりが、自己決定と自己選択の尊重のもと、適切な支援が受けられるよう、日中系サービスの充実に努めます。

### 基本的視点3 地域生活移行の促進

障がいのある人本人やその家族が高齢期になっても、住みなれた地域でいつまでも暮らしていけるという安心感が求められています。いわゆる社会的入院などを解消し、地域で安心して暮らせるよう、暮らしの場の確保に向けた居住支援や保健・医療とも連携した自立訓練事業等を進め、地域生活移行の促進に努めます。

### 基本的視点4 地域生活支援事業の充実

障がいのある人が、地域の中で、様々な情報の提供や相談・支援を受けながら、積極的に外出し、地域の人々と交流し、生きいきと生活できる社会が求められています。「障害者自立支援法」における地域生活支援事業を実施し、地域における相談支援や移動・コミュニケーション支援等の充実に図るとともに、各種の障がい福祉サービスを適切かつ効果的に提供できるよう、地域の連携体制の充実に図ります。

# 障がい福祉サービスの全体像

「障害者自立支援法」では、基本的なサービスの種類が規定されており、全国一律で共通に提供される「自立支援給付」と、地域の状況に応じて市町村が独自に設定できる「地域生活支援事業」に大別されます。

「自立支援給付」には、介護の支援を受ける場合の「介護給付」、訓練等の支援を受ける場合の「訓練等給付」、従来の精神通院医療、更生医療、育成医療を統合した「自立支援医療」、身体機能を補完、代替する補装具を購入する費用を支給する「補装具」があります。

「地域生活支援事業」には、相談支援事業、移動支援事業、コミュニケーション支援事業、日常生活用具給付等事業、地域活動支援センター事業の必須5事業と、地域の利用者の状況に応じて各市町村が実施するその他の任意事業があります。

## 指定障害福祉サービス

指定障害福祉サービスは、全国どこでも必要なサービスが受けられるよう設けられたサービスであり、提供されるサービスについて見込量を定めます。

指定障害福祉サービスにおいては、これまでの利用実績を基に、国や県の考え方との整合を図りつつ、手帳所持者の増加傾向や利用率の伸びなど町の状況を考慮して見込量を算出します。

### 訪問系サービス

サービス名	内 容				
居宅介護	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。				
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。				
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。				
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する方に、外出時の同行、移動に必要な情報提供などの、移動の援護を行います。				
重度障害者等 包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に 行います。				
サービス名	単位	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
居宅介護 重度訪問介護 行動援護 同行援護 重度障害者等 包括支援	月	70時間 7人	70時間 7人	70時間 7人	70時間 7人

\*:数値は居宅介護全体

サービス名	内 容
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。
短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

サービス名	単位	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
生活介護	月	55人 1,265人日	57人 1,311人日	57人 1,311人日	58人 1,334人日
療養介護		—	—	—	—
短期入所 (ショートステイ)		8人 94人日	8人 94人日	8人 94人日	9人 106人日

サービス名	内 容
自立訓練 (機能訓練)	対象：身体障がい者 身体的リハビリや歩行訓練、コミュニケーション、家事等の訓練、日常生活上の相談支援や就労移行支援事業所等の関係機関との連携調整等の支援を行います。
自立訓練 (生活訓練)	対象：知的障がい者・精神障がい者 食事や家事等の日常生活能力を向上するための支援、日常生活上の相談支援や就労移行支援事業所等の関係機関との連携調整等の支援を行います。

サービス名	単位	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
自立訓練 (機能訓練)	月	2人 32人日	2人 32人日	2人 32人日	2人 32人日
自立訓練 (生活訓練)		—	—	—	—

サービス名	内 容
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援 (A型・B型)	一般企業での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。雇用契約に基づいて労働の機会を提供するA型と、雇用契約を結ばないB型があります。

サービス名	単位	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
就労移行支援	月	6人 122人日	6人 122人日	6人 122人日	6人 122人日
就労継続支援 (A型)		2人 44人日	2人 44人日	2人 44人日	2人 44人日
就労継続支援 (B型)		26人 397人日	26人 397人日	27人 412人日	28人 428人日

\*：人は利用者実人数、人日は利用者延べ人数

# 居住系サービス

サービス名	内 容				
共同生活介護 (ケアホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。				
共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。				
施設入所支援	生活介護または自立訓練、就労移行支援の対象者に対し、日中活動と合わせて、夜間等における入浴、排せつ、食事の介護等を提供します。				
サービス名	単位	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
共同生活介護 (ケアホーム)	月	11人分	12人分	12人分	12人分
共同生活援助 (グループホーム)		2人分	2人分	2人分	2人分
施設入所支援		35人分	36人分	37人分	37人分

\* :人分は利用者実人数に相当

\* :施設入所支援やグループホーム等の利用者は、サービス利用調整を利用施設等が調整を行うので対象とはなりません。

# 相談支援

サービス名	内 容			
計画相談支援	障害福祉サービス又は地域相談支援を利用するすべての障がい者（児）を対象に、支給決定時のサービス等利用計画・障害児支援利用計画案の作成やサービス事業者等と連絡調整、モニタリング等を行います。			
地域相談支援 (地域移行支援)	施設の入所者及び入院中の精神障がい者の地域生活の準備を支援します。			
地域相談支援 (地域定着支援)	単身の人や家庭の状況などにより支援を受けられない人に対して、安定した地域生活のための相談支援を行います。			
サービス名	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
計画相談支援	月	4人	6人	8人
地域相談支援 (地域移行支援)		1人	1人	1人
地域相談支援 (地域定着支援)		1人	1人	1人

\* :利用者実人数

\* :平成24年度からの新設事業のため、平成23年度までの実績はありません。

## 地域生活支援事業

「障害者自立支援法」では、障がいのある人の地域での生活をより効果的に支援するために、市町村が実施主体となり地域の実情に応じて実施する地域生活支援事業が位置づけられています。町では、コミュニケーション支援や日常生活用具の給付、移動支援といった必要不可欠な支援を中心に地域生活支援事業として以下の事業を実施します。

事業名	内容	サービス名	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
障害者相談支援事業	障がい者等からの相談に応じ、必要な情報提供、福祉サービスの利用支援、障がい者等の権利擁護のために必要ないかなる支援を行うことにより、障がい者等が自立した日常生活を営むことができるようにします。	障害者相談支援事業	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所
		地域自立支援協議会	実施	実施	実施	実施
		相談支援機能強化事業	未実施	実施	実施	実施
		住宅入居等支援事業	未実施	未実施	未実施	未実施
		成年後見制度利用支援事業	0人	1人	1人	1人
コミュニケーション支援事業	意思疎通を図ることに支障のある障がい者等に、手話通訳等により、意思疎通の円滑化を図ります。	手話通訳者・要約筆記者派遣事業	8人 180件	9人 203件	10人 225件	11人 248件
日常生活用具給付等事業	重度障がい者等に対し、日常生活用具を給付又は貸与することで、日常生活の便宜を図ります。	日常生活用具給付等事業	50件	55件	60件	65件
移動支援事業	社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等、社会参加のための外出が円滑に外出できるよう、移動を支援します。	移動支援事業	16人分 55時間	17人分 55時間	17人分 55時間	18人分 55時間
地域活動支援センター事業	<b>&lt;基礎的事業&gt;</b> 創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流等を行うものです。 <b>&lt;機能強化事業&gt;</b> センターの機能強化を図るために、専門職員の配置や、地域住民ボランティア育成、障がいに対する普及啓発等のサービスを実施します。	地域活動支援センター基礎的事業	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所
		地域活動支援センター機能強化事業	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所

# ● ● ● 26年度における目標値 ● ● ●

地域生活移行や就労支援という重点課題に関し、計画期間最終年度の平成26年度を目標年度として、次のような数値目標を設定します。

## ■ 施設入所者の地域生活への移行

項目	人数	備考
施設入所者数（実績） （A）	31人	平成17年10月実績 （第1期障がい福祉計画策定時）
平成26年度末の入所者数 （B）	37人	平成26年度末の施設利用支援の利用見込数
【目標値】地域生活移行数 （C）	3人	（A）のうち、平成26年度末までに地域生活へ移行する者の目標数

\*：「平成17年10月の入所者数（A）」は、身体障害者療護施設、身体障害者授産施設、知的障害者更生施設（入所）及び知的障害者授産施設（入所）に入所している者の合計数

## ■ 入院中の精神障がい者の地域生活への移行

項目	人数	備考
退院可能な精神障がい者数	4人	県調査における退院可能精神障がい者数に基づき、三芳町の数値として算出した値
【目標値】減少数	4人	上記のうち、平成26年度末までに減少を目指す数

## ■ 就労支援、一般就労の利用

### ① 福祉施設から一般就労への移行

項目	人数	備考
平成17年度の年間一般就労者数（実績）	—	平成17年度において福祉施設を退所し、一般就労した人の数
【目標値】年間一般就労者数	3人	平成26年度において施設を退所し、一般就労する人の数

### ② 就労移行支援事業の利用者数

項目	人数	備考
平成26年度末の福祉施設利用者数（見込み）	96人	平成26年度末において福祉施設を利用する人の数
【目標値】平成26年度の就労移行支援事業の利用者数	6人	平成26年度において就労移行支援事業を利用する人の数

### ③ 就労移行支援（A型）事業の利用者の割合

項目	人数	備考
平成26年度末の就労継続支援（A型）事業の利用者数	2人	平成26年度末において就労継続支援（A型）事業を利用する人の数
平成26年度末の就労継続支援（B型）事業の利用者数	28人	平成26年度末において就労継続支援（B型）事業を利用する人の数
平成26年度末の就労継続支援（A型+B型）事業の利用者数	30人	平成26年度末において就労継続支援（A型+B型）事業を利用する人の数
【目標値】平成26年度末の就労継続支援（A型）事業の利用者の割合	6.7%	平成26年度末において就労継続支援事業を利用する人のうち、就労継続支援（A型）事業を利用する人の割合

# ● ● ● サービスの確保策（円滑な運営に向けて） ● ● ●

## ■ 専門的な人材の育成と確保

多様化・高度化する利用者のニーズに迅速に対応できるよう、社会福祉士や保健師、精神保健福祉士、手話通訳者など、障がい福祉に関する専門職員の育成や確保を図るとともに、資質の向上に努めます。

## ■ 確実な情報提供

「障害者自立支援法」の改正など、サービス提供の基盤となる法律の改正が相次いでいます。サービスの対象となる人や利用の方法、サービス体系の変化などについて、利用者や住民、事業者に対し、ホームページや声の広報なども活用し、様々な機会を捉えて確実に情報提供を行います。

## ■ 施設整備の方針

グループホームを含め、各種の施設等の整備においては、周辺市町や関係団体と連携した対応が不可欠です。広域的な対応が必要な施設等の整備に関しては、近隣市町や社会福祉協議会、サービス事業者などとの連携を強化し、既存の事業や施設の活用も視野に入れた解決策の検討や共同事業により、必要な量の確保に努めます。

## ■ サービスが利用しやすい環境づくり

誰もが使いやすく、満足のいくサービスとしていくために、サービス内容や提供方法などについて、利用者やその家族、事業者の意見やニーズを把握し、充実に努めます。

編集・発行 / 三芳町福祉課

〒354-8555 埼玉県入間郡三芳町大字藤久保1100番地1

電話 049(258)0019(代表)